

## 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱

制定 平成 17 年 3 月 15 日 福子地第 525 号（本部長決裁）

最近改正 令和 7 年 3 月 6 日 こ保運第 1553 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、地域子育て支援事業を実施する認定こども園及び私立保育所が自主的に実施する事業に補助金を交付することで、地域における子育て親子の交流等を促進し、地域の子育て支援機能を充実させることにより、子育て中の保護者の育児不安の解消を図ることを目的とする。また、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、補助金の交付について必要な手続きを定める。

2 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるものとする。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び実施要綱の例による。

### （補助事業者等）

第 3 条 この要綱における補助事業者は、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱（平成 15 年 11 月福子地第 72 号）に基づく補助金の交付を受けていない者のうち、育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱第 5 条第 2 項に基づく指定の通知を受けた私立常設園を運営する者（以下、「常設園実施事業者」という。）とする。ただし、神奈川県が制定している私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける者を除く。

2 前項に規定する補助事業者が、実施要綱第 3 条各号に規定する事業の実施にあたり、天災地変などのその他補助金の交付決定後に生じたやむを得ない事情で、横浜市からの要請により事業を休止した場合、又は施設改修等やむを得ない事情による事業休止を横浜市が認めた場合は、事業を実施したものとみなす。

### （対象経費及び補助額）

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、実施要綱第 3 条各号に規定する事業の実施に要する別表第 2 に掲げる経費のうち、利用者から実費を徴収した経費を除いたものとし、当該経費の用途の例については、別表第 2 に掲げるところによる。

2 前条第 1 号に規定する補助事業者に交付する補助額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助額は週 3 日又は 4 日開所する場合は 2, 0 7 5, 0 0 0 円、週 5 日開所する場合は 5, 5 2 1, 0 0 0 円、週 6 日開所する場合は 6, 9 4 6, 0 0 0 円を上限とする。ただし、当該年度における事業実施期間が 1 年に満たないときは、補助上限額を 12 で除し、事業実施月数を乗じた額を上限とする。

(2) 子育てひろば私立常設園に指定され、この要綱に基づき初めて補助を受ける場合は、前号に規定する額に事業実施の準備経費として、2 0 0, 0 0 0 円を加算する。

(3) 専任従事者等を研修に参加させる際に代替の従事者を配置した場合は、第 1 号に規定する額に研

修代替職員配置加算として、週3日又は4日開所する場合は1人を上限、週5日又は週6日開所する場合は2人を上限として1人あたり23,000円を加算する。

(4) 週5日又は週6日開所する園にあたっては、専任従事者のうち、1名以上が保育士資格を有する場合は、第1号に規定する額に有資格者加算として、2人を上限として1人あたり500,000円を加算する。

(5) 週5日又は週6日開所する園にあたっては、専任従事者として常勤の職員を1名以上配置した場合は、第1号に規定する額に常勤職員配置加算として、500,000円を加算する。

(6) 週5日又は週6日開所する園にあたっては、実施要綱第3条第2号に定める育児講座を育児参加促進に係る内容で休日に月2回以上実施した場合は、第1号に規定する額に育児参加促進講習休日実施加算として、425,000円を加算する。

3 第1項に定める補助の対象となる経費は、4月1日から翌年3月31日までに支払った経費とする。ただし、前項第2号に定める加算を受ける常設園実施事業者については、区長が別に定める。

#### (補助額の算定)

第5条 補助額は、前条第2項に定める額と補助対象経費に係る実支出額を比較して、いずれか少ない額とする。

2 算定した補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (交付申請)

第6条 補助金交付申請書は、補助対象事業を実施しようとする認定こども園及び保育所が所在する区の区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金交付申請書の提出期日は、区長が定める。なお、やむを得ない理由があるときは、その理由を付して申請期日後に申請することができる。

3 常設園実施事業者が、補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付申請をするときに提出する書類は、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

4 常設園実施事業者が交付申請をするとき、補助金規則第5条第2項に規定する補助金交付申請書の添付書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第5条第2項第1号に基づく書類

ア 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施体制計画書（第2号様式）

イ 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業計画書（育児相談等）（第3-1号様式）

ウ 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業計画書（育児講座・交流保育）（第3-2号様式）

(2) 第5条第2項第3号及び第4号に基づく書類

ア 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業収支予算書（第4号様式）

5 補助金規則第5条第3項の規定により区長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

#### (交付決定通知)

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市認定こども園及び保育所地域

子育て支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により区長が行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金不交付決定通知は、横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により区長が行うものとする。
- 3 区長は、第1項又は第2項の規定による通知をした場合には、当該通知の内容について横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付決定状況通知書（第7号様式）により、子ども青少年局長に通知しなければならない。

（交付申請事項の変更）

第8条 補助事業者は、交付申請事項の変更等をしようとするときは、横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業交付申請事項変更届出書（第8号様式）によりすみやかに区長に届け出なければならない。

（申請の取り下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから、10日後の日とする。

（実施状況報告）

第10条 補助金規則第12条第1項の規定により、第3条第1号に規定する補助事業者は、区長が定める様式により、事業を実施した月の翌月の10日までに実施状況を報告するものとする。

（実績報告）

第11条 常設園補助事業者が、補助金規則第14条第1項の規定により区長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類

- ア 横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業実績報告書（第9号様式）
- イ 横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業実施体制報告書（第10号様式）
- ウ 横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業実施結果報告書（育児相談等）（第11-1号様式）
- エ 横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業実施結果報告書（育児講座・交流保育）（第11-2号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類

- ア 横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業収支決算書（第12号様式）

2 補助金規則第14条第4項の規定により区長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。

（補助金額の確定通知）

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金額確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第 13 条 区長は、この要綱に基づく補助金の交付の目的を達成するために、特に必要と認めるときは、補助金規則第 17 条の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。

3 概算払いにより補助金を受領した場合は、実績報告書（第 9 号様式）に必要事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

#### （補助金の請求）

第 14 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金請求書（第 14 号様式）により当該認定こども園及び保育所が所在する区の区長に対して行うものとする。

2 区長は、前項の補助金の請求があった場合には、当該請求書の内容が、補助金交付の承認内容と相違がなく、適法であることを確認したうえで、適法な請求書の提出があった日から 30 日以内に補助金を交付する。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 15 号様式）に必要な書類を添付し、区長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、区長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

#### （関係書類の保存期間）

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

#### （状況報告）

第 17 条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者等から報告を求めることができる。

#### （調査又は報告）

第 18 条 区長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

#### （委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の改正以前に行った補助金の支弁に係る手続については、従前の要綱の規定に基づき行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から試行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱は、平成 21 年度に交付する補助金の支弁に係る手続から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の改正以前に行った補助金の支弁に係る手続については、従前の要綱の規定に基づき行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に事業を実施しており専任従事者 1 人で事業を実施する認定こども園及び保育所については、第 4 条第 2 項第 1 号の補助額「5,000,000 円」とあるのは、「2,576,000 円」とする。
- 3 27 年度補助金申請については、従前の様式での申請を妨げないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月10日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

##### (経過措置)

- 2 施行日より前に、改正前の横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱（以下、「旧要綱」という。）の規定によってなされた手続その他の行為は、改正後の横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱（以下、「新要綱」という。）の規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 新要綱に規定する様式について、施行日より前に、第7条の規定により令和4年度に交付決定を受けた補助対象者については、第14条に規定する横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金請求書（第15号様式）を除き、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日より前に、改正前の横浜市認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱（以

下、「旧要綱」という。)の第7条の規定により交付決定を受けた補助対象者については、第14条で規定する横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金請求書(第15号様式)は、令和5年度分の請求に限り、旧要綱の様式を使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条第1項)

経費	使途の例
(1) 賃金及び謝金	育児講座等に係る講師謝金 施設の地域開放に係る付添者の謝金
(2) 旅費	出張等の交通費
(3) 需用費	消耗品の購入費 印刷製本費
(4) 役務費	通信運搬費 保険料
(5) 委託費	看板制作、会場設営等の委託費
(6) 使用料及び賃借料	会場、物品等を借用する場合の使用料
(7) 原材料費	道具等を製作する場合の原材料費
(8) 備品購入費	備品の購入費
(9) 負担金	会費、参加費、賛助・協力金等の負担金



年 月 日

(申請先) 横浜市 区長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

【 年度】

### 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付申請書

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱を遵守します。

#### 1 補助金の交付を受けようとする認定こども園又は保育所の名称及び交付申請額

名 称	
週 の 開 所 日 数	
交 付 申 請 額 （ 総 額 ）	円

#### 2 添付書類

- (1) 実施体制計画書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（育児相談等）（第3-1号様式）
- (3) 事業計画書（育児講座・交流保育）（第3-2号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）

(担当者)

(電 話)

(メール)





横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業計画書（育児相談等）

【  年度】 実施園名

1. 育児相談

育児相談日	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	
相談受付時間 ※曜日ごとに異なる場合は 分けて記載	<input type="text"/>							
相談の方法	<input type="checkbox"/> 来所	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> 相談会				
	<input type="checkbox"/> その他 ( <input type="text"/> )							
人員体制	(主たる相談従事者)							
	種別:	<input type="text"/>	氏名:	<input type="text"/>				
	種別:	<input type="text"/>	氏名:	<input type="text"/>				
(上記の者が不在の場合等の相談体制)								
<input type="text"/>								
相談室の有無	<input type="checkbox"/> 有	相談専用電話 設置の有無	<input type="checkbox"/> 有	(有の場合、電話番号を記載)				
	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	<input type="text"/>				
適切な対応が 困難な相談が あった場合の対応	<input type="text"/>							

2. 施設の地域開放

開放日	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	
開放時間 ※曜日ごとに異なる場合は 分けて記載	<input type="text"/>							
開放場所	<input type="checkbox"/> 園庭	<input type="checkbox"/> 保育室	<input type="checkbox"/> 地域支援室・地域交流室					
	<input type="checkbox"/> その他 ( <input type="text"/> )							
開放時の人員体制	(主たる従事者)							
	種別:	<input type="text"/>	氏名:	<input type="text"/>				
	種別:	<input type="text"/>	氏名:	<input type="text"/>				
(上記の者が不在の場合等の人員配置)								
<input type="text"/>								
工夫、留意点等	<input type="text"/>							

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業計画書（育児相談等）

【  年度】 実施園名

3. 子育てに関する情報提供

提供する情報の種類、内容	
情報収集の方法 情報提供の方法	

4. 子育てサークル活動等の育成・支援

育成・支援の内容、方法	
-------------	--

5. その他育児支援に関すること

その他育児支援の内容、方法	
---------------	--

6. 専任従事者等の研修受講

研修受講予定	
--------	--





第 号  
年 月 日

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金  
交付決定通知書

様

横浜市 区長 印

年 月 日に申請のありました横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金について、次のとおり交付決定をしましたので通知します。

1 認定こども園又は保育所の名称及び交付決定金額、支払時期

認定こども園又は 保育所の名称	
交付決定金額	
支払時期	

2 交付条件

- (1) この補助金の執行にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱第15条に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行うこと。



第6号様式（第7条第2項）

第 号  
年 月 日

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金  
不交付決定通知書

様

横浜市 区長 印

年 月 日に申請のありました横浜市認定こども園及び保育所地域  
子育て支援事業補助金について、交付しないことを決定しましたので通知します。

1 認定こども園又は保育所の名称

2 不交付決定理由

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金  
交付決定状況通知書

こども青少年局長

区長

年度横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金の交付決定状況について、次のとおり通知します。

法人名	施設名	決定内容	交付申請額	交付決定額	交付決定日	文書番号	(不交付の場合) 不交付決定理由
		交付 不交付			年 月 日	第 号	
		交付 不交付			年 月 日	第 号	
		交付 不交付			年 月 日	第 号	
		交付 不交付			年 月 日	第 号	

年 月 日

(届出先) 横浜市 区長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

【 年度】

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付申請事項変更届出書

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金の交付申請について、申請事項に変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

1 補助金の交付を受けようとする認定こども園又は保育所の名称

2 変更年月日

3 変更内容

変更前	変更後

※必要に応じて書類を添付してください。

(担当者)

(電 話)

(メール)

年 月 日

(報告先) 横浜市 区長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

【 年度】

## 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実績報告書

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱第11条に基づき、同事業の実績を報告します。

## 1 補助金の交付を受けた認定こども園又は保育所の名称等

名 称	
週 の 開 所 日 数	
交 付 決 定 額	円
補 助 金 執 行 額 ( 実 績 額 )	円
残 額 ( 余 剰 金 )	円

## 2 概算払金の精算（補助金を概算払いにより受領した場合に記入）

受 領 年 月 日 ( 受 領 し た 日 を 全 て 記 載 )	
概 算 払 金 受 領 額	円
概 算 払 金 執 行 額	円
差 引 金 額	円

## 3 添付書類

- (1) 実施体制報告書（第10号様式）
- (2) 実施結果報告書（育児相談等）（第11-1号様式）
- (3) 実施結果報告書（育児講座・交流保育）（第11-2号様式）
- (4) 収支決算書（第12号様式）

(担当者)

(電 話)

(メー ル)

















第 13 号様式 (第 12 条)

第 号  
年 月 日

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金  
額確定通知書

様

横浜市 区長 印

年 月 日 第 号で交付決定を通知した 年度の横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ . -

年 月 日

（請求先）横浜市 区長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

【 年度】

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金について、次のとおり請求します。

請 求 額	円
-------	---

施 設 名	
-------	--

金融機関名									支店
種 別		口座番号							
口座名義 (カタカナ・アルファベット)									
口座名義 (漢 字)									
業者コード								口座枝番	
請求書番号									

本件振込については上記名義人宛振込願います。

法人名

代表者職氏名

印

注1：交付決定された補助金の交付を受けようとする場合に提出すること。

適法な請求書受理後30日以内に交付します。

注2：交付決定通知書の写しを添付すること。

注3：請求委任や受領委任を行わない場合、押印は省略可

